地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月29日

 徳島市監査委員
 稲 井 博

 同
 工 藤 誠 介

 同
 森 井 嘉 一

 同
 西 林 幹 展

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市地場産業振興協会

(出資、財政援助団体及び公の施設の指定管理者)

2 対象期間等 平成30年4月1日から12月31日までに執行した出資、財政 援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

3 監査対象団体の概要

(2) 設立年月日 昭和54年3月26日

(3) 基本財産 14,960,000円(うち徳島市出資額10,000,000円)

(4) 事務所 徳島市福島1丁目8番22号

(5) 職 員 数 常勤職員3人(常勤役員1人、正規職員2人)

(6) 徳島市補助金 平成30年度予算額 11,780,000円

12月末現在交付済額 10,800,000円

(7) 指定管理

ア 施 設 名 徳島市立木工会館

イ 指定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

ウ 指定管理料 平成30年度指定管理料 26,653,000円

第2 監査の実施期間

平成31年1月18日から3月26日まで

第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資、財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、 照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益財団法人徳島市地場産業振興協会の出資、財政援助及び公の施設の指定管理に係る 出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。